

委員会提出議案第4号

豊中市議会政務活動費の交付に関する条例の一部
を改正する条例の設定について

豊中市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例を次のように設定するものとする。

令和7年（2025年）5月22日提出

豊中市議会議会運営委員会

委員長 石原 準司

（提案理由）

豊中市議会議員の政務活動の充実を図ることを目的に政務活動費を充てることのできる経費の区分を変更するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

豊中市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年豊中市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）												
別表 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>（省 略）</td><td>（省 略）</td></tr></table>	項目	内容	（省 略）	（省 略）	別表 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>（省 略）</td><td>（省 略）</td></tr><tr><td><u>事務所費</u></td><td><u>会派が行う活動に必要な事務所の設置に要する</u></td></tr><tr><td></td><td><u>経費</u></td></tr></table>	項目	内容	（省 略）	（省 略）	<u>事務所費</u>	<u>会派が行う活動に必要な事務所の設置に要する</u>		<u>経費</u>
項目	内容												
（省 略）	（省 略）												
項目	内容												
（省 略）	（省 略）												
<u>事務所費</u>	<u>会派が行う活動に必要な事務所の設置に要する</u>												
	<u>経費</u>												

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。